

働きやすい職場環境づくりの推進

職員一人ひとりが、意欲や能力を最大限発揮できる職場環境づくりを推進し、ウェルビーイングの向上につながるよう、取り組んでいます。

多様で柔軟な働き方の推進

職員のライフスタイルの変化にも対応した、多様で柔軟な働き方の推進に取り組んでいます。

NEW フレックスタイム制の導入（令和6.6～）※

始業時刻・終業時刻を柔軟に設定することで、勤務時間数は変わらないまま、週休3日にすることも可能です。習い事や趣味の活動への参加など、平日の時間を有効に活用することができます。

※交替制等勤務職員、短時間勤務職員、会計年度任用職員は対象外

テレワークの推進

自宅・介護先のほか、出張先の会議室やカフェ、ワーケーション等、様々な場所でテレワークが実施可能になっています。

■ 以下の勤務区分から選択する時差出勤制度も活用できます。

基本 8:30～17:15 ① 7:30～16:15 ② 8:00～16:45 ③ 8:15～17:00 ④ 9:00～17:45 ⑤ 9:30～18:15

オフィス環境の整備・改善

多様化する働き方に合わせ、オフィス環境の整備や改善を進めています。また、職員が業務で利用できるワークスペースの拡充にも取り組んでいます。

フリーアドレスの導入



業務内容等によりスペースを選びながら効率的に働くフリーアドレスを拡大中です。

スカイレストラン黎明



「からだ」と「こころ」を元気にする食堂。また、ランチタイム以外はワーキングスペースとして利用することもできます。

風通しの良い職場づくり

職員がやりがいを持って生き生きと働くことのできる職場であるために、相談・発言・行動しやすい、風通しの良い職場づくりに取り組んでいます。



知事とのランチミーティング

知事と職員が直接対話できるランチミーティングを開催。リラックスした雰囲気です。

職員提案制度

職員自らの自由な発想で、課題に対する解決策や新たな事業についての提案を、知事に直接プレゼンすることができます。

県庁サークル

職員の福利厚生に関する制度として、様々なサークル活動への助成があり、活動を通して親睦を図る機会となっています。

障害のある職員が働きやすい職場づくり

県では、令和2年度に策定した「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」に基づき、障害のある職員が安心して働けるよう、障害特性に応じた配慮や相談体制の整備などに取り組んでおり、以下のような支援メニューを用意しています。

職場支援員

障害のある職員が安心して職務に取り組むことができるよう、仕事や職業生活に関する指導・助言等を行います。

※職場支援員は障害のある職員からの希望により、上司・同僚の中から指名します。

勤務時間

通勤時の混雑の回避や通院などのために、時差出勤制度やフレックスタイム制を活用することができます。

休憩時間

体調管理のために、休憩時間を15分短縮して退勤時刻を15分早めること、休憩時間を分割して取得したりすることができます。

相談窓口

職場内での解決が困難な課題等については、人事部門に設置している窓口にご相談することができます。

障害のある方を対象とした職員採用選考審査については、身体障害のある方、知的障害のある方及び精神障害のある方を対象として、例年10月（申込開始8月中旬）に実施しています。

皆さんの応募をお待ちしています